

RECORDATION FORM COVER SHEET

Docket No.: 970232/HG; 970232CIP/HG; and 970232CIP1/HG

PATENTS ONLY

To the Commissioner of Patents: Please record the attached original documents or copy thereof.

1. Name of conveying party(ies):

Nittoh Food Co., Ltd.

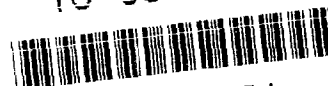
2. Name and address of receiving party(ies):

Mitsui Norin Co., Ltd.
2-11, Nishishinjuku 3-chome
Shinjuku-ku, Tokyo
Japan

3. Nature of conveyance: - CHANGE OF NAME

Execution Date: August 1, 2003

10-08-2003



102570951

(Enclosed is a certified copy of the Japanese Commercial Register regarding the change of name (9 pages in Japanese) and a partial English-language translation thereof (1 page)).

4. Application number(s) or patent number(s):

If this document is being filed together with a new application, the execution date of the application is as follows:

A. Patent Application No. (s)

B. Patent No.(s)

5,795,911
~~5,968,973~~
6,197,8082003 OCT -6 AM 7:26
OPR/FINANCE

5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:

FRISHAUF, HOLTZ, GOODMAN & CHICK, P.C.
767 Third Avenue, 25th Floor
New York, New York 10017-20236. Total number of applications and patents involved: 37. Total fee (37 CFR 3.41): \$ 120.00

[] Amount included with filing fee attached hereto.

[X] Check enclosed.

8. To the extent not tendered by check, authorization is given to charge the Assignment Fee (37 CFR.341) to Account No. 06-1378.

9. Statement and signature:

To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct and any attached copy is a true copy of the original document.

10/07/2003 GTON11 00000220 5795911

01 FC:8021

120.00 00

Dated: OCTOBER 2, 2003

By:

RICHARD S. BARTH
Reg. No. 28,180

CERTIFICATE OF MAILING

I hereby certify this correspondence is being deposited with the United States Postal Service as First Class mail with sufficient postage in an envelope addressed to: Mail Stop Assignment Recordation Services, Director of U.S. Patent and Trademark Office, P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450 on the date noted below.

Attorney: Richard S. BarthDated: OCTOBER 2, 2003

Partial English Translation of the Commercial Register

Name: Nittoh Food Co., Ltd.

Mitsui Norin Co., Ltd.

Registered on August 1, 2003

Main Office: 5-9, Nishishinjuku 3-chome, Shinjuku-ku, Tokyo

2-11, Nishishinjuku 3-chome, Shinjuku-ku, Tokyo

Moved on August 1, 2003

Registered on August 4 2003

Date of Establishment of the Company:

May 1, 1974

Merger: Mitsui Norin Co., Ltd. at 2-11, Nishishinjuku 3-chome,
Shinjuku-ku, Tokyo was merged.

Registered on August 1, 2003

This document is a certified copy of all the matters registered on the Commercial Register.

This 1st day of September, 2003

Tokyo Legal Affairs Bureau, Shinjuku Office

Masao Hasegawa, Registrar

履歴事項全部証明書

東京都新宿区西新宿三丁目2番11号

三井農林株式会社

会社法人等番号 0111-01-035240

商 号	<u>日東食品株式会社</u>	
	三井農林株式会社	
		平成15年 8月 1日登記
本 店	<u>東京都新宿区西新宿三丁目5番9号</u>	
	東京都新宿区西新宿三丁目2番11号	平成15年 8月 1日移転
		平成15年 8月 4日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和49年5月1日	
目 的	<u>1. 食料品仕入れ、包装、加工及び販売業</u> <u>2. 倉庫並びに物流センターの管理運営及び物流情報の処理</u> <u>3. 商品配送の請負</u> <u>4. 不動産の売買、賃貸及びそれらの仲介並びに所有管理</u> <u>5. 損害保険代理業</u> <u>6. 生命保険の募集に関する業務</u> <u>7. 前各号に付帯する一切の事業</u>	
	1. 農業及び農産物加工業 2. 製茶業 3. 林業、製材業及び薪炭業 4. 木材業及び建材業 5. 畜産業及び畜産品製造業 6. 水産業及び水産品加工業 7. 食料品加工業 8. 酸化防止剤、着色料等食品添加物の製造及び販売業 9. 土木業、建築業及び造園業 10. 前号の設計及び工事監理業 11. 採石業 12. 医薬品、医薬部外品の製造及び販売業 13. 防虫剤及び防腐剤の販売業 14. 農業用機械及び農薬品販売業 15. 前の各号に関連する物資の国内における仕入、販売及び輸出入業 16. 不動産の売買、賃貸及びそれらの仲介並びに所有管理 17. 喫茶及び飲食業 18. 酒類販売業 19. 観光宿泊施設、娯楽遊覧施設等の観光事業 20. ゴルフ場及びテニス、アスレチック施設の企画、経営並びに管理 21. 損害保険代理業	

整理番号 ツ399382

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/9

PATENT
REEL: 014546 FRAME: 0844

	22. 生命保険の募集に関する業務 23. 金銭の貸付、債務の保証及び引受、各種債権の買取、外国為替取引 24. 前の各号に関連する事業 平成15年 8月 1日登記	
一単元の株式の数	普通株式1000株 A種株式1000株 B種株式1000株 C種株式1000株 D種株式1000株	平成15年 8月 1日登記
発行する株式の総数	5億株	
	2億2017万5200株	平成15年 8月 1日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 350株	
	発行済株式の総数 24万9900株	平成15年 6月23日変更
		平成15年 6月24日登記
	発行済株式の総数 5504万3800株 普通株式 2862万9900株 A種株式 2500万株 B種株式 36万9000株 C種株式 33万3400株 D種株式 71万1500株	平成15年 8月 1日登記
	発行済株式の総数 1億8304万3800株 普通株式 1億5662万9900株 A種株式 2500万株 B種株式 36万9000株 C種株式 33万3400株 D種株式 71万1500株	平成15年 8月20日変更
		平成15年 8月20日登記
資本の額	金1000万円	
	金41億7475万円	平成15年 8月 1日登記
	金73億7475万円	平成15年 8月20日変更
		平成15年 8月20日登記

発行する各種株式
の内容及び数

普通株式 1億8617万5200株
A種株式 3000万株
B種株式 100万株
C種株式 100万株
D種株式 200万株

但し、普通株式につき消却があった場合、または各種株式につき消却、もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

(A種株式)

当会社が発行するA種株式の内容は、次のとおりとする。

1. 議決権

A種株式を有する株主（以下「A種株主」という。）は議決権を有しない。

2. 利益配当

当会社は、定款に定める利益配当を行うときは、D種株式に対する配当をなした後、なお配当すべき利益があるときに限り、A種株式に対し、普通株式に対する利益配当金と同額の利益配当金を支払う。

3. 残余財産分配

当会社は、残余財産を分配するときは、D種株式に対する残余財産の分配をなした後、なお分配すべき残余財産があるときに限り、A種株式に対し、普通株式に対して分配される残余財産と同額の残余財産を分配する。

(B種株式)

当会社が発行するB種株式の内容は、次のとおりとする。

1. 議決権

B種株式を有する株主（以下「B種株主」という。）は議決権を有しない。

2. 利益配当

当会社は、定款に定める利益配当を行うときは、D種株式に対する配当をなした後、なお配当すべき利益があるときに限り、B種株式に対し、普通株式に対する利益配当金の100倍の金額の利益配当金を支払う。

3. 残余財産分配

当会社は、残余財産を分配するときは、D種株式に対する残余財産の分配をなした後、なお分配すべき残余財産があるときに限り、B種株式に対し、普通株式に対して分配される残余財産の100倍の金額の残余財産を分配する。

(C種株式)

当会社が発行するC種株式の内容は、次のとおりとする。

1. 議決権

C種株式を有する株主（以下「C種株主」という。）は議決権を有しない。

2. 利益配当

当会社は、定款に定める利益配当を行うときは、D種株式に対する配当をなした後、なお配当すべき利益があるときに限り、C種株式に対し、普通株式に対する利益配当金の100倍の金額の利益配当金を支払う。

3. 残余財産分配

当会社は、残余財産を分配するときは、D種株式に対する残余財産の分配をなした後、なお分配すべき残余財産があるときに限り、C種株式に対し、普通株式に対して分配される残余財産の100倍の金額の残余財産を分配する。

(D種株式)

当会社が発行するD種株式の内容は、次のとおりとする。

1. 議決権

	D種株式を有する株主（以下「D種株主」という。）は議決権を有しない。 2. 利益配当 ①当社は、定款に定める利益配当を行うときは、D種株式に対し、普通株式、A種株式、B種株式、及びC種株式に先立ち、D種株式1株につき、その1株当たりの発行価額に3月31日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の全国銀行協会が発表する6ヶ月物の東京日本円銀行間金利申込利率（TIBOR）に1.3パーセントを加えた利率を乗じた金額の利益配当金を支払う。 ②D種株式に対する配当が、当該決算期において前項の金額に達しないときは、その不足額は後の決算期において補填する。 ③D種株式に対しては、本項①及び②に規定する優先配当金を超えては配当しない。 3. 残余財産分配 ①当社は、残余財産を分配するときは、D種株式に対し、普通株式、A種株式、B種株式、及びC種株式に先立ち、D種株式1株につき5000円を支払う。なお、当社は、D種株式1株当たりの残余財産が右金額に満たない場合には、各D種株式の保有株式数に応じ、比例按分にて残余財産の分配を行う。 ②D種株式に対しては、本項①のほか、残余財産の分配を行わない。 4. 株式併合又は分割、新株引受権等の付与 ①当社は、法令に定める場合を除き、D種株式について株式の併合又は分割を行わない。 ②当社は、D種株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付き社債の引受権を与えない。 （優先順位） 普通株式、A種株式、B種株式、及びC種株式の利益配当、残余財産の支払順位は同順位とする。 平成15年 8月 1日登記
転換予約権付株式の発行に関する定め	1. A種株式を有する株主は、株式発行後いつにても、当社に対し、A種株式1株に対し普通株式1株の割合にて、普通株式に転換することを請求することができる。 2. B種株式を有する株主は、平成17年8月1日以降いつにても、当社に対し、B種株式1株に対し普通株式134株の割合にて、普通株式に転換することを請求することができる。 平成15年 8月 1日登記
株式の譲渡制限に関する規定	<u>当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない</u> 平成15年 8月 1日廃止 平成15年 8月 1日登記
名義書換代理人の氏名及び住所並びに営業所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社証券代行部 平成15年 8月 1日設置 平成15年 8月20日登記

株式の消却に関する規定

配当すべき利益による株式の消却の規定

1. C種株式の義務償還

①当会社は、平成20年8月1日以降、C種株主の請求に基づき、毎営業年度に、前年度の税引後当期利益の2分の1に相当する金額と前年度末利益剰余金の2分の1に相当する金額とのいずれか小さい方の額（以下「償還可能利益」という。）を上限として、株主に配当すべき利益をもって、C種株式を下記②の算式にて算出される償還価額にて償還する。但し、C種株主が償還請求をなした営業年度において、D種株主からも償還請求がある場合には、D種株式の償還をC種株式の償還に優先するものとし、償還請求のあったD種株式全部の償還を行って、なお償還可能利益が存在する場合にのみ、C種株式の償還を行うものとする。

②償還価額＝（前年度末の株主資本価額－前年度末発行済D種株式の発行価額総額）÷ {（普通株式及びA種株式の発行済株式総数÷100）＋（B種株式及びC種株式の発行済株式総数）}

なお、前年度末の株主資本価額とは、（前年度末の純資産額＋累積税引後営業権償却額）の算式にて算出された金額と {前年度末までの3年間平均の償却前営業利益×7－（前年度末有利子負債－前年度末現預金）} の算式にて算出された金額とのいずれか低い方の金額を指す。

③当会社は、各C種株主からの償還請求総額が償還可能利益を超える場合には、当該年度の償還請求株式数に応じ、比例按分にて一部償還を行う。

④償還請求期間

C種株主の償還請求可能期間は毎年3月1日から3月31日までとし、当会社は前営業年度のC種株主の償還請求に基づき、毎営業年度において、本項①の定めに従って償還を実施することとする。

2. C種株式の強制償還

①当会社は、平成25年8月1日以降いつでも、C種株主の意思にかかわらず、償還可能利益を上限として、株主に配当すべき利益をもって、C種株式の全部または一部を、1株につき前項の償還価額にて強制償還することができる。但し、右強制償還は、各C種株主が保有する株式数に応じて、比例按分にて実施されなければならない。

②毎年3月1日から3月31日までに、各種株主から償還請求がなされた場合、当会社は、同年4月1日から始まる毎営業年度において、右償還請求株式の償還を行った後でなければ、本項①記載の強制償還を行うことができない。

3. D種株式の義務償還

①当会社は、平成20年8月1日以降、D種株主の請求に基づき、毎営業年度に、償還可能利益を上限として、株主に配当すべき利益をもって、D種株式を1株5000円にて償還する。

②当会社は、各D種株主からの償還請求総額が償還可能利益を超える場合には、当該年度の償還請求株式数に応じ、比例按分にて一部償還を行う。

③償還請求期間

D種株主の償還請求可能期間は毎年3月1日から3月31日までとし、当会社は前営業年度のD種株主の償還請求に基づき、毎営業年度において、本項①の定めに従って償還を実施することとする。

4. D種株式の強制償還

①当会社は、いつでも、D種株主の意思にかかわらず、株主に配当すべき利益をもって、D種株式の全部または一部を1株5000円にて強制償還することができる。但し、右強制償還は、各D種株主が保有する株式数に応じて、比例按分にて実施されなければならない。

②毎年3月1日から3月31日までに各種株主から償還請求がなされた場合、当会社は、同年4月1日から始まる毎営業年度において、右償還請求

	株式の償還を行った後でなければ、本項①記載の強制償還を行うことができない。		平成15年 8月 1日登記
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>鈴木卓郎</u>		平成15年 4月15日重任
			平成15年 8月 1日辞任
			平成15年 8月 4日登記
	<u>取締役</u> <u>吉川晴治郎</u>		平成15年 4月15日重任
			平成15年 5月23日辞任
			平成15年 5月26日登記
	<u>取締役</u> <u>高木幸宏</u>		平成15年 4月15日重任
			平成15年 5月23日辞任
			平成15年 5月26日登記
	<u>取締役</u> <u>久保浩三</u>		平成15年 4月15日重任
			平成15年 5月23日辞任
			平成15年 5月26日登記
	<u>取締役</u> <u>山本雅義</u>		平成15年 4月15日重任
			平成15年 5月23日辞任
			平成15年 5月26日登記
	<u>取締役</u> <u>武田述史</u>		平成15年 5月23日就任
			平成15年 5月26日登記
			平成15年 8月 1日辞任
			平成15年 8月 1日登記

東京都新宿区西新宿三丁目2番11号

三井農林株式会社

会社法人等番号 0111-01-035240

	<u>取締役</u> 大 城 戸 泰 正	平成15年 5月23日就任
		平成15年 5月26日登記
		平成15年 8月 1日辞任
		平成15年 8月 1日登記
	<u>取締役</u> 賀 好 弘 志	合併による就任
		平成15年 8月 1日登記
	<u>取締役</u> 福 井 忠 司	合併による就任
		平成15年 8月 1日登記
	<u>取締役</u> 野 田 高 志	合併による就任
		平成15年 8月 1日登記
	<u>取締役</u> 佐 藤 正 芳	合併による就任
		平成15年 8月 1日登記
	<u>取締役</u> 永 田 和 一	合併による就任
		平成15年 8月 1日登記
	<u>取締役</u> 吉 川 晴 治 郎	合併による就任
		平成15年 8月 1日登記
	<u>取締役</u> 滝 本 宏	合併による就任
		平成15年 8月 1日登記
	<u>静岡県藤枝市瀬古三丁目8番7号</u> <u>代表取締役</u> 鈴 木 卓 郎	平成15年 4月15日重任
		平成15年 8月 1日辞任
		平成15年 8月 4日登記
	<u>東京都品川区大井五丁目21番3号</u> <u>代表取締役</u> 武 田 述 史	平成15年 5月23日就任
		平成15年 5月26日登記
		平成15年 8月 1日退任
		平成15年 8月 1日登記

整理番号 ツ399382

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

7/9

PATENT
REEL: 014546 FRAME: 0850

東京都新宿区西新宿三丁目2番11号

三井農林株式会社

会社法人等番号 0111-01-035240

	川崎市高津区末長146番地1 姿見台スカイハイツA-511 代表取締役 賀 好 弘 志	平成15年 8月 1日就任
		平成15年 8月 4日登記
	<u>監査役</u> 宮 協 誠	平成14年 5月24日就任
		平成15年 5月23日辞任
	<u>監査役</u> 佐 藤 慎 二	平成15年 5月26日登記
		平成15年 5月23日就任
		平成15年 5月26日登記
		平成15年 8月 1日辞任
	<u>監査役</u> 北 伸 行	平成15年 8月 1日登記
		合併による就任
	<u>監査役</u> 高 木 幸 宏	合併による就任
		平成15年 8月 1日登記
	<u>監査役</u> 佐 々 木 明 徳	合併による就任
		平成15年 8月 1日登記
	<u>監査役</u> 大 石 滋	合併による就任
		平成15年 8月 1日登記
吸収合併	東京都新宿区西新宿三丁目2番11号三井農林株式会社を合併 平成15年 8月 1日登記	
債権譲渡	第1998-413号債権譲渡 登記の年月日 平成10年12月7日 譲受人 東京都千代田区九段南一丁目3番1号 株式会社さくら銀行	
	平成15年 8月 1日合併 により移記	
	第2001-15216号債権譲渡	

東京都新宿区西新宿三丁目2番11号

三井農林株式会社

会社法人等番号 0111-01-035240

	登記の年月日 平成13年11月19日 譲受人 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 株式会社三井住友銀行	平成15年 8月 1日合併 により移記
登記記録に関する 事項	平成15年4月15日静岡県藤枝市茶町二丁目1番50号から本店移転 平成15年 4月28日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

平成15年 9月 1日

東京法務局新宿出張所
登記官

長 谷 川 正



整理番号 ツ399382

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

9/9

RECORDED: 10/06/2003

PATENT
REEL: 014546 FRAME: 0852